

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係機関の報告事項等)

第二条 条例第十条第二項の規則で定める事項は、発見された者の年齢、性別及び症状並びに当該者を発見した年月日とする。

2 条例第十条第二項の規定による報告は、当該身体に使用した、又はその疑いがある商品の包装の写真その他商品を特定することができる資料を添えて書面により行うものとする。

(誓約書の記載事項)

第三条 条例第十一条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所持する知事監視商品の名称、形状その他の当該知事監視商品を特定することができる情報
 - 二 所持する数量
 - 三 所持を開始した年月日
- (正当な理由により行う場合)

第四条 条例第十四条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国、他の地方公共団体又は次に掲げる機関等において学術研究又は試験検査の用途に供する場合
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関
- ロ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設

二 前号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる用途に供する場合

イ 学術研究又は試験検査の用途（人の身体に使用しない場合に限る。）

ロ 犯罪鑑識の用途

ハ 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

ニ 工業の用途

ホ イからニまでに掲げる用途のほか、知事が人の健康に被害が生じるおそれがないと認める用途

（収去証の交付）

第五条 職員は、条例第十五条第一項の規定により知事指定薬物等を収去するときは、収去の相手方に収去証（様式第一号）を交付しなければならない。

（身分証明書）

第六条 条例第十五条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第二号）とする。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、条例附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。